

大阪府警察定年前再任用に係る選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、大阪府警察における定年前再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に係る選考（以下「選考」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考を受ける資格)

第2条 選考を受ける資格を有する者は、職員の定年等に関する条例（昭和59年大阪府条例第3号）第12条に規定する年齢60年以上退職者（同条ただし書に規定する者を除く。）とする。

(選考の申込み)

第3条 選考を受けようとする者は、定年前再任用選考申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）により、警察本部長（以下「本部長」という。）の指定する日までに、所属長（既に退職している者については、退職時の所属の長。以下同じ。）を通じて本部長に申し込むものとする。この場合において、選考の申込みができる職種は、申込書の提出時（既に退職している者については、退職時）の職種と同一の職種とする。

2 所属長は、申込書の提出を受けたときは、定年前再任用候補者上申書（別記様式第2号）に当該申込書を添えて本部長に上申するものとする。

(選考の方法)

第4条 選考は、選考の申込みをした者の従前の勤務実績、勤務意欲、健康状態、所属長からの上申の内容等により適性評価を行い、本部長が合否を決定する。

(選考結果の通知)

第5条 本部長は、選考の合否について、所属長を通じて選考を受けた者に通知するものとする。

(合格の取消し)

第6条 本部長は、選考に合格した者（以下「選考合格者」という。）であっても、懲戒処分を受け等、定年前再任用をすることが適当でないと認める場合は、その合格を取り消すことがある。

(合格の効果)

第7条 合格の効果は、選考の実施年度の翌年度の4月1日から同年度の3月31日までとする。

2 本部長は、選考合格者については、当該選考の実施年度の翌年度の4月1日以降に定年前再任用をするものとする。ただし、選考合格者が、定年前再任用の日現在において次の各号のいずれかに該当する場合は、定年前再任用をしないことがある。

(1) 傷病のため療養中であり、なお1月以上の療養を要すると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、心身の障害のため職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

(選考及び任用の辞退)

第8条 選考の申込みをした者が選考を辞退する場合は定年前再任用選考辞退届（別記様式第3号）を、選考合格者が定年前再任用を辞退する場合は定年前再任用辞退届（別記様式第4号）を所属長を通じて本部長に提出しなければならない。